

武蔵野美術大学学生通称名等使用取扱規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、武蔵野美術大学に在籍する学生等の旧姓及び通称名（以下「通称名等」という。）の使用に関し必要な事項を定める。

(対象者)

第 2 条 通称名等使用の申出ができる学生等は、次に掲げる者とする。

- (1) 学部生
- (2) 大学院生
- (3) 科目等履修生
- (4) 委託学生
- (5) 研究生

(通称名等を使用できる場合)

第 3 条 通称名等を使用できる場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 婚姻等により戸籍上の姓を変更した場合で、旧姓を使用する場合
- (2) 外国籍の学生が住民票に記載されている通称名を使用する場合
- (3) 性別違和あるいは性別不合のために通称名の使用を希望する場合
- (4) その他、学長が必要と認める場合

(通称名等を使用できる文書等)

第 4 条 通称名等が使用できる文書等は、次条に規定する以外の文書等とする。

(戸籍等上の氏名使用文書等)

第 5 条 戸籍等上の氏名を使用する文書等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法令等の定めにより、戸籍等上の氏名を使用することとされる文書等
- (2) 学外での手続等において戸籍等上の氏名の使用が適当とされる文書等
- (3) その他、通称名等使用を行うことが困難であると学長が判断する文書等

(申請手続)

第 6 条 通称名等の使用を希望する学生は、通称名等使用願に確認書類を添えて、学長に願い出るものとする。

(使用可否)

第 7 条 通称名等の使用の可否は、通称名等使用承認通知書により、当該学生に通知する。

(申請時期)

第 8 条 通称名等の使用及び中止を届け出ることができる時期は、次のとおりとする。

- (1) 本学入学手続時
- (2) 本学在籍期間中

2 一度許可された通称名等の再度の変更は認めない。

3 卒業等により出学した後は、通称名等の使用及び中止を届け出ることとはできない。

(通称名等の使用の中止)

第 9 条 通称名等の使用を中止したい学生は、通称名等使用中止願に確認書類を添えて、学長に願い出

るものとする。

第 10 条 通称名等の使用中止が認められた場合は、通称名等使用中止承認通知書により、当該学生に通知する。

(通称名等使用の証明)

第 11 条 通称名等を使用する学生（卒業、修了及び退学した者等を含む）から、通称名等使用の証明の申請があった場合には、本学において旧姓・通称名の使用を認めている旨が記載された文書を交付するものとする。

2 前項においては、申請者は所定の発行手数料を負担するものとする。

3 通称名等と戸籍等上の氏名との同一個人の証明については、当該学生（卒業、修了及び退学した者等を含む）自らの責任において行うものとする。

(事務所管)

第 12 条 この規則に関する事務は、通学課程においては教務チーム、通信教育課程においては通信教育チームが所管する。

附則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

以上